

長崎県 FA（事）第 31 号

2021 年 8 月 20 日

各郡市サッカー協会第三種委員長
宅島建設杯参加チーム代表者 様

一般社団法人長崎県サッカー協会
専務理事 末 吉 成 仁
第三種委員長 藤 本 政 博
【公印省略】

宅島建設杯第 29 回長崎県ジュニア・ユースサッカー選手権大会の開催中止について

日頃から本協会及び委員会の活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、8 月 28 日（土）から開催予定の標記大会については、万全な準備を整えて参りましたが、8 月 19 日（木）より県下全域に最も高いステージ 5、県独自の「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、県教育庁体育保健課長からの依頼により、各郡市の部活動中止や公共施設等の現状を踏まえ、2 年連続の「中 止」とさせていただくという苦渋の選択をすることにいたしました。

96 チーム、参加を予定していた選手・関係者・保護者の皆様方には、大変残念であり、多大なご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、趣旨をご理解の上、参加チームの選手・関係者・保護者の皆様によりしくご鳳声くださるようよろしくお願いいたします。

まずは、開催中止のお知らせをさせていただきます。

記

1. 中止に至る判断内容

(1) ステージ 5 「緊急事態宣言」発令 8 月 19 日（木）～9 月 6 日（月）まで

- 競技団体への（通知）
- 県立学校及び各郡市町における部活動の取り扱いについて（通知）
（※当面の間、部活動は中止とする。）
- 使用会場公共施設（島原市、南島原市）の閉鎖
- 延期日程での会場確保の困難

一般社団法人長崎県サッカー協会
事務局
〒850-0851
長崎市古川町 6-35 タナカビル 2 F
tel: 095-829-3370
fax: 095-829-3371



R03-40050-02147

令和3年8月19日

各競技団体長 様

長崎県教育庁体育保健課
課長 松崎 耕士
(公印省略)

8月19日以降の競技力向上対策本部事業の対応について(依頼)

本県スポーツの振興につきまして、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、県教育委員会では、県全体の感染段階が最も高い「ステージ5」に引き上げられ、県独自の「緊急事態宣言」が発令されたことを受けて、県立学校における8月19日以降の部活動の取扱いについて、別添(写)のとおり通知しました。

つきましては、各競技団体が実施する標記事業の対応についても下記のとおりとし、事業を実施されますようお願いいたします。

記

- ① 当面の間、全種別の競技力向上対策本部事業を控えること。ただし、国体強化事業については、国体選抜チーム(九州ブロック大会・本大会選手、強化指定選手)での活動は可とする。ただし、他チーム(国体選抜チーム以外の学校等)との交流は不可。
- ② 大会への参加については、中央競技団体等や高体連・中体連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については、県外も可とする。
(※県内大会の参加については、全国大会等に直接つながる予選大会のみとする)
- ③ 「国体強化事業(特別配分Ⅰ・Ⅱ)」及び「ふるさと選手招へい事業」の事業実施にあたっては、居住地等の関係でやむを得ず宿泊をしなければならない者(場合)に限って宿泊を可とする。ただし、宿泊はシングル対応で感染対策を講じること。
- ④ 「ふるさと選手招へい事業」については、ふるさと選手の体調等を十分に確認したうえで実施すること。(県内の小・中・高校生との交流は不可)
- ⑤ 競技力向上対策本部事業以外の県競技団体主催大会・事業・イベント等については、中止や延期等を含め検討すること。実施する場合は、感染症対策を万全に講じたうえで、中央競技団体の実施基準やガイドライン等に基づき行うこと。なお、小学生及び中学生については、所属する市町教育委員会の通知に基づいた対応をお願いします。

★健康観察を実施し、参加者本人に発熱等の風邪症状がある場合や同居家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底し、参加者本人・保護者の意向を尊重すること。

★集団で食事をとる場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。

★やむを得ず宿泊する場合は、移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。

★県内外の大会参加や国体選抜チームでの事業後の健康管理の徹底について特に留意すること。

※事業後、少なくとも2週間は重点的に取り組んで欲しい内容

- ①毎日の検温、②発熱や咳、のどの痛みの有無・体調の変化観察、③可能な範囲での、同居する家族の健康状態の把握(同居家族の発熱や体調不良の有無)、④会食など感染リスクの高い行動は控える

長崎県教育庁体育保健課

TEL 095-894-3413

FAX 095-894-3478

【担当】競技力向上対策班 岩永



3教文第573号
3教体第212号
令和3年8月19日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和3年8月19日以降の部活動の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症は、全国的に多くの県で過去最多の感染者数が確認される中、本県においても過去最多となる104名の感染者が発生するなど、これまでにない規模・速度で爆発的に感染が拡大している状況であり、8月19日より県下全域の感染段階が、ステージ4（特別警戒警報）から、最も高い段階のステージ5に引き上げられ、県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

つきましては、感染防止対策を一層強化し、感染リスクを最小限に抑える取組を講じる必要があることから、当面の間、部活動は中止とし、令和3年8月19日（木）より、下記に基づいた取組をお願いします。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

記

部活動の取扱いについて（令和3年8月19日以降）

○当面の間、部活動は中止とする。

ただし、全国・九州の競技団体・高体連・高野連・高文連・中体連・中文連（中体連・中文連は郡市町含む）が主催・共催・後援する公式大会に限り、校長の判断のもと、生徒の安全確保の観点から、公式大会の概ね3週間前より、必要最小限の人数で、平日2時間程度の自校での活動のみ可とする。（※県内における大会への参加は、上記の全国・九州大会に直接つながる予選大会のみ可とする。なお、シード決めや強化を目的とした大会への参加は不可。）

その際、土日及び休業日の活動は中止とし、身体接触のある活動、互いに近接する活動や、大きな発声、激しい呼気を伴う活動、室内で生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏等の感染リスクの高い活動はしないこと。

なお、練習の際は、これまでの通知に基づき、健康観察や基本的感染防止対策等の徹底に十分留意すること。

※国体選抜チーム（九州ブロック大会・本国体選手、国体強化指定選手）での県内活動は可とする。ただし、他チーム（国体選抜チーム以外の学校等）との交流は不可。

【問い合わせ先】

学芸文化課 教育文化班
担当：林 【TEL】095-894-3385
体育保健課 学校体育班
担当：佐藤 【TEL】095-894-3393